

茨城県がん診療連携協議会緩和ケア部会分科会設置要綱

（趣旨）

第1条 茨城県がん診療連携協議会部会設置要綱の2に基づいて設置される緩和ケア部会（以下、「部会」という。）の活動を円滑に進めるため、その下部組織として、分科会を設置する。

（名称等）

第2条 分科会の名称及び業務は次のとおりとする。

名称	業務
1 緩和ケア研修推進分科会	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知）に基づいて茨城県内で開催する緩和ケア研修会等に関する事項
2 看護師研修推進分科会	茨城県内におけるがん医療に従事する看護師研修に関する事項
3 緩和ケア地域連携分科会	茨城県内における緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び在宅緩和ケアチーム間の連携等に関する事項

（組織）

第3条 分科会は、部会の構成員のほか、分科会長が必要と認める者をもって構成し、次条に定める分科会長がこれを選任する。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、部会長が指名する。

3 分科会長に事故あるときは、あらかじめ分科会長が指定する分科会員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 分科会は、分科会長が主宰する。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は、都道府県がん診療連携拠点病院において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成22年6月30日から施行する。

この要項は、平成27年6月5日から施行する。

この要項は、平成30年7月1日から施行する。